

福島市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場雄基

福島市条例第2号

福島市手数料条例の一部を改正する条例

福島市手数料条例（昭和49年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係） 1 証明、閲覧等関係			別表第1（第2条関係） 1 証明、閲覧等関係		
種類	金額	摘要	種類	金額	摘要
(略)			(略)		
6 (略)			6 (略)		
7 固定資産に関する証明手数料	1件につき 300円		7 土地に関する証明手数料	1件につき 300円	3筆までを1件とし、これを超えるときは、1筆を増すごとに100円を加える。
8及び9 削除					
10 租税その他の公課に関する証明手数料	1件につき 300円（多機能端末機による交付の場合は、200円）		8 家屋に関する証明手数料	1件につき 300円	3棟までを1件とし、これを超えるときは、1棟を増すごとに100円を加える。
			9 償却資産に関する証明手数料	1件につき 300円	3種類までを1件とし、これを超えるときは、1種類を増すごとに100円を加える。

(略)

5の7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
関係

種類		金額
事務	名称	
(略)		
8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第13項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の変更の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項変更承認申請手数料	1件につき 90円
(略)		

8 建築基準法関係（その2）

種類		金額
事務	名称	
(略)		
14 法第52条第	建築物の容積	1件につき

10 租税その他の公課に関する証明手数料	1件につき 300円（多機能端末機による交付の場合は、200円）	納税者ごと、種類ごと及び年度ごとにつき1件とする。ただし、市が1葉で証明するものについては、1葉をもつて1件とする。
----------------------	-------------------------------------	--

(略)

5の7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
関係

種類		金額
事務	名称	
(略)		
8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第15項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の変更の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項変更承認申請手数料	1件につき 90円
(略)		

8 建築基準法関係（その2）

種類		金額
事務	名称	
(略)		
14 法第52条第	建築物の容積	1件につき

10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	率の特例許可申請手数料	(1) 法第52条第14項第3号に係る延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が200平方メートル以内の一戸建ての住宅である場合 33,000円 (2) (1)以外の場合 17万円
(略)		
55 (略)		
56 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	要除却等認定マンションにおける建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	1件につき 17万円

10項、第11項若しくは第14項又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	率の特例許可申請手数料	(1) 法第52条第14項第3号に係る延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が200平方メートル以内の一戸建ての住宅である場合 33,000円 (2) (1)以外の場合 17万円
(略)		
55 (略)		
56 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第1項に掲げる書類の写しの交付	建築計画概要書等の写しの交付手数料	1件につき 300円

<u>57 法第42条第1項第5号の規定に基づく指定、その変更又は廃止に関する申請書及び図面の写しの交付</u>	<u>道路位置指定申請書等の写しの交付手数料</u>	<u>1件につき 300円</u>
<u>58 法第42条の規定に基づく道路協議書及び図面の写しの交付</u>	<u>道路協議書等の写しの交付手数料</u>	<u>1件につき 300円</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1の5の7の表の改正規定は、令和8年5月1日から施行する。